

岐阜市立女子短期大学教員の任期に関する規程

制定 令和 7 年 5 月 28 日

改正 令和 7 年 6 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律 82 号）（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職)

第 2 条 法第 4 条第 1 項各号の規定により、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職、任期、再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(同意)

第 3 条 前条の教員の任用に当たっては、法第 4 条第 2 項の規定により、当該任用される者の同意を同意書（様式第 1 号）により得なければならない。

(業績審査)

第 4 条 この規程により任用された教員の再任の可否の決定に当たっては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 管理運営に関する事項
- (4) その他本学及び社会への貢献に関する事項

3 前項の業績審査に当たっては審査委員会を設置し公正を期するものとする。

4 審査委員会及び審査項目などの審査に必要な事項は別に定める。

(規程の公表)

第 5 条 この規程を制定又は改廃した時は、本学ホームページ等により、広く公表を図るものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 25 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

項 目	内 容
(1) 任期付きとする職員	ア 教育研究組織 健康栄養学科 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
(2) 任期	ウ 5 年
(3) 再任に関する事項	エ 再任可。ただし、1 年ごとに第 4 条に規定する審査を経るものとする。

備考 任期中に教員及び助手の定年に関する規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

同 意 書

年 月 日

（あて先）

岐阜市立女子短期大学長

氏 名（自署）

私は、岐阜市立女子短期大学健康栄養学科に採用されるに際して、岐阜市立女子短期大学教員の任期に関する規程第 3 条の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで